

九州電力株式会社
川内原子力発電所
平成29年度(第3回)保安検査報告書

平成30年2月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 川内原子力発電所の設備及び運転概要	1
3. 保安検査内容	1
4. 保安検査結果	2
(1) 総合評価	2
(2) 検査結果	4
(3) 違反事項	9
5. 特記事項	9

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成29年12月 4日(月)

至 平成29年12月15日(金)

(2) 保安検査実施者

川内原子力規制事務所

川ノ上 浩文

森園 康弘

小林 慎治

佐々木 敬一

米丸 祥一

2. 川内原子力発電所の設備及び運転概要

号機	出力(万kW)	運転開始年月	前四半期から保安検査終了日までの 運転状況
1号機	89.0	昭和59年7月	運転期間 (平成28年12月11日～) 停止期間 (—) 施設定期検査期間 (—)
2号機	89.0	昭和60年11月	運転期間 (平成29年2月26日～) 停止期間 (—) 施設定期検査期間 (—)

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① 力量の維持向上のための教育訓練の実施状況
- ② 燃料管理の実施状況
- ③ 竜巻発生時の体制の整備状況

- ④ 火山(降灰)及び降雪発生時の体制の整備状況
- ⑤ 放射性固体廃棄物の管理の実施状況(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし。

4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては「力量の維持向上のための教育訓練の実施状況」「燃料管理の実施状況」「竜巻発生時の体制の整備状況」「火災(降灰)及び降雪発生時の体制の整備状況」及び「放射性固体廃棄物の管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果「力量の維持向上のための教育訓練の実施状況」については、原子力訓練センター所長が、平成28年度に実施した「緊急処置訓練(緊急時の運転操作等)」「力量維持訓練」「アクシデントマネジメント教育」及び「重大事故等発生時の対応に係る総合的な訓練」(以下「重大事故に係る力量の維持向上のための教育訓練」という。)の評価結果等を踏まえ、平成29年度の教育訓練の実施計画を策定し、所長の承認を得ていることを記録により確認した。

各課長(原子力訓練センター所長を含む)が、平成29年度の教育訓練の実施計画に基づいて、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員(以下「重大事故等発生時の対策を行う要員」という。)を対象とした重大事故に係る力量の維持向上のための教育訓練を実施していること等を記録及び聴取により確認した。

「燃料管理の実施状況」については、平成29年10月27日、28日及び12月15日に搬入された新燃料に関して、本店の原子力技術部門が同新燃料の輸送計画を策定した後、発電所の技術課が輸送実施計画を立案し、所長の承認を得ていることを記録及び聴取により確認した。

10月27日、28日に搬入された新燃料について、技術課長が、線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認していることを記録により確認した。また技術課長が、新燃料受入実施計画を立案し、所長の承認を得ていること及び当該実施計画に従い、新燃料受入検査(外観検査、寸法検査)を実施し、燃料が契約上の数量、品質に合致していることを確認していることを記録により確認した。

新燃料貯蔵庫において、10月27日及び28日に搬入された新燃料が「新燃料貯蔵庫配置図」のとおり所定のラックに保管されていること並びに荷上げ岸壁において、12月15日に船舶輸送された新燃料を収納した新燃料輸送容器(MFC-1型)の積付けの際、危険物が混載されていないこと、転倒又は転落を防止する措置を講じていること、法令に定める

標識を掲示していること及び必要な箇所に見張人を配置して燃料取扱建屋まで構内輸送していることを現場立会いにより確認した。

「竜巻発生時の体制の整備状況」については、空力パラメータによる評価方法「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」、運動エネルギーの公式及び貫通力の評価方法「軽水炉構造機器の衝撃荷重に関する調査」を取りまとめた手引き「飛来物に関連する評価及び対策手法」を用いて、飛来物の評価を実施していることを記録及び聴取により確認した。また、屋外の重大事故等対処設備等（移動式大容量ポンプ車、フォークリフト、発電機車等）に設置された固縛装置について、点検計画に従い点検していることを記録により確認した。

発電所内の第6緊急用保管エリア及び代替緊急時対策所において、重大事故等対処設備を収納しているコンテナ、移動式大容量ポンプ車、代替緊急時対策所の非常用発電機、空気浄化系（フィルタ、フィルタユニット）等が適切に固縛されていることを現場立会いにより確認した。

「火山（降灰）及び降雪発生時の体制の整備状況」については、降下火砕物の侵入防止操作に係る手順「運転基準（緊急処置編）」が適切であることを「系統図」及び聴取により確認した。また、換気空調設備のフィルタの取替・清掃作業、水循環系のストレーナ清掃作業、ガス絶縁開閉装置の絶縁部の洗浄作業に係る手順を整備していることを「手順書」により確認した。さらに、防護すべき施設に対して、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、摩耗等の影響を確認し、損傷等が確認された場合は、作業要領書を策定し補修作業を実施することとしていることを社内基準及び聴取により確認した。

防災用具倉庫において、降下火砕物の除去等の屋外作業に使用する資機材（ゴーグル、防塵マスク、回収袋等）が適切に配備されていることを現場立会いにより確認した。

「放射性固体廃棄物の管理の実施状況（抜き打ち検査）」については、廃液蒸発装置で濃縮された廃液及び薬品ドレン（強酸等）を固型化していること並びに洗浄排水高濃縮装置から発生した濃縮廃液を焼却処理していることを記録により確認した。

固体廃棄物貯蔵庫に保管されたドラム缶等に、放射性物質を示す標識及び廃棄物の種類等に応じた番号、放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付けていること及びドラム缶の表示ラベルに「内容物」「種類（可燃・不燃）」「線量当量率（表面及び1 m 位置）」「表面汚染密度」等を記入していることを現場立会いにより確認した。

安全管理課員が、放射性固体廃棄物等の保管状況を確認するため1週間に1回の頻度で固体廃棄物貯蔵庫内を巡視していることを記録により確認した。なお、ドラム缶近傍へアクセスできない場所については、必要に応じてファイバースコープ、鏡、ライトを活用し、ドラム缶の損傷等、詳細に確認していることを聴取により確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定期試験(余熱除去ポンプ起動試験)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好であったと判断する。

(2) 検査結果

① 力量の維持向上のための教育訓練の実施状況

平成28年度第1回保安検査における指摘(指導)を踏まえ、平成29年度の教育訓練の実施計画に従い、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対策を行う要員の力量の維持向上を図るための教育訓練を計画的に実施するとともに、必要に応じて改善事項を抽出し、次年度の教育訓練に反映していることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、重大事故に係る教育訓練に関しては、原子力訓練センター所長が、平成28年度に実施した重大事故に係る力量の維持向上のための教育訓練の評価結果や教育訓練終了後の反省会等における改善事項を踏まえ、平成29年度の教育訓練の実施計画を策定し、所長の承認を得ていることを「力量維持訓練反省会議事録」「保安教育の実施計画(実績)表」「原子力一般教育の実施計画(実績)表」等により確認した。

各課長(原子力訓練センター所長を含む)が、平成29年度の教育訓練の実施計画に基づいて、重大事故等発生時の対策を行う要員を対象とした重大事故に係る力量の維持向上のための教育訓練を実施していること及び訓練終了後に受講者から気付き事項、改善要望事項等を聴取し、必要に応じて設備担当箇所に改善依頼していることを「保修対応要員に対する訓練時の改善処置について(依頼)」及び聴取により確認した。

各課長の指導の下、保修対応要員(技術系社員)が、重大事故等の事故状況下において復旧作業を迅速に実施するため、資機材の運搬等に使用する重機・車両等の操作を自ら実施していることを聴取により確認した。

高線量下及び夜間を想定した教育訓練として、保修対応要員全員が、放射線防護具を着用し、暗所で力量維持訓練(ホース接続訓練、ケーブル接続訓練、絶縁抵抗測定訓練)を実施していること及び運転員(当直員)が、放射線防護具を着用し、緊急処置訓練を実施していることを平成29年度の「教育訓練実施報告書」及び聴取により確認した。

大規模損壊に係る教育訓練に関しては、原子力訓練センター所長が、平成28年度に実施した「消防自動車等を用いた使用済燃料ピット等への給水訓練」及び「アクシデントマネジメント訓練」(以下「大規模損壊に係る力量の維持向上のための教育訓練」という。)の評価結果等を踏まえ、平成29年度の力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を策定し、所長の承認を得ていることを「原子力一般教育の実施計画(実績)表」「次年度の教育訓練計画への反映事項表」により確認した。

防災課長が、平成29年度の教育訓練の実施計画に基づいて、専属消防隊を対象とし

た「消防自動車等を用いた使用済燃料ピット等への給水訓練」を実施していることを「教育訓練実施報告書」及び聴取により確認した。

原子力訓練センター所長が、平成29年度の教育訓練の実施計画に基づいて、緊急時対策本部要員（指揮者等）を対象とした「アクシデントマネジメント訓練」を実施していることを「教育訓練実施報告書」及び聴取により確認した。

対応要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくため、保修対応要員（技術系社員）に対しては保修対応要員の力量クラスⅠ（電気・制御及び原子炉・汽器に係る手順の力量をすべて有していること）の取得を義務づけるとともに、協力会社員の保修対応要員に対しては保修対応要員（技術系社員）と同等の力量クラスを取得するよう奨励していることを聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

② 燃料管理の実施状況

平成29年10月末、発電所内に1、2号機で使用する新燃料が搬入されたことから、社内基準に基づいて、輸送実施計画及び新燃料受入実施計画を立案し所長の承認を得るとともに、新燃料を燃料取扱建屋まで運搬した後、受入検査を実施し、新燃料貯蔵庫に貯蔵していることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、平成29年10月27日、28日及び12月15日に搬入された新燃料に関して、本店の原子力技術部門が同新燃料の輸送計画を策定した後、発電所の技術課が輸送実施計画を立案し、所長の承認を得ていることを「川内原子力発電所 平成29年度第1回ウラン新燃料輸送について」「平成29年度第1回川内1／2号機新燃料輸送実施計画書」及び聴取により確認した。

10月27日、28日に搬入された新燃料について、安全管理課長が、構内輸送開始前に新燃料輸送容器及び車両の線量当量率及び表面汚染密度を測定した後、技術課長が、線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認していることを「搬入・搬出・移動票（核燃料物質等又は放射性同位元素等）」及び「川内1／2号機新燃料構内運搬確認結果」により確認した。また、技術課長が、新燃料受入実施計画を立案し、所長の承認を得ていること及び当該実施計画に従い、新燃料受入検査（外観検査、寸法検査）を実施し、燃料が契約上の数量、品質に合致しているかを確認していることを「平成29年度第1回川内1／2号機新燃料受入実施計画書」及び「社内検査成績書（新燃料受入検査）」により確認した。

技術課員が1週間に1回の頻度で、新燃料貯蔵庫内の巡視点検を実施し、燃料の貯蔵状況等（貯蔵体数、貯蔵位置、温度・湿度、貯蔵庫の清浄度、ラックの外観、上蓋の施錠状況、上蓋の外観）に異常がないか確認していることを「燃料貯蔵施設巡視点検チェックシート」により確認した。

新燃料貯蔵庫において、10月27日及び28日に搬入された新燃料が「新燃料貯蔵庫

配置図」のとおり所定のラックに保管されていること、使用済燃料ピットに影響を与えない場所において、新燃料取扱クレーンをワイヤーロープ及び車輪止め等を用いた固縛等により固定した上で保管していること、燃料貯蔵施設入り口付近において注意事項等を掲示していること及び新燃料貯蔵庫及び使用済燃料ピットエリアを立入制限区域とし、フェンスで囲み出入口を施錠管理していること並びに荷上げ岸壁において、12月15日に船舶輸送された新燃料を収納した新燃料輸送容器(MFC-1型)の積付けの際、危険物が混載されていないこと、転倒又は転落を防止する措置を講じていること、法令に定める標識を掲示していること及び必要な箇所に見張人を配置して燃料取扱建屋まで構内輸送していることを現場立会いにより確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

③ 竜巻発生時の体制の整備状況

新規制基準を踏まえ、竜巻発生時の活動を行う体制を整備することが重要であることから、保安規定添付2に定められた「要員の配置」「教育訓練の実施」「資機材の配備」及び「手順書の整備」を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施していることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、防災課長が保安規定添付2の「5.1 要員の配置」から「5.4 手順書の整備」を含む計画を策定し、所長の承認を得ていること及び自然災害・原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、あらかじめ発電所に原子力防災組織を設置し、発電所の原子力防災要員を配備していることを「非常事態対策基準」「非常事態対策要領」及び「原子力防災要員連絡先名簿」により確認した。

原子力訓練センター所長が、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練(内部溢水、その他自然災害対応教育)、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練(緊急処置訓練)及び竜巻対策の保守管理、点検に関する教育訓練(保安規定研修)を含む保安教育の実施計画を策定し、安全運営委員会の審議・確認及び原子炉主任技術者の確認後、所長の承認を得るとともに、所内関係者に周知していること並びに防災課長等が、当該実施計画に基づいて教育訓練を実施していることを「平成29年度 保安教育の実施計画」「安全運営委員会議事録」「業務連絡票」「教育訓練実績管理表」等により確認した。

原子力訓練センター所長が、竜巻発生時における車両退避等の訓練(竜巻の対応に関する訓練)を含む原子力一般教育の実施計画を策定し、所長の承認を得た後、所内関係者に周知していること及び防災課長が、当該実施計画に基づいて教育訓練を実施していることを「平成29年度 原子力一般教育の実施計画(実績)表」「業務連絡票」等により確認した。

必修課長が、竜巻対策として固縛に使用する資機材(アンカボルト、アイピース、シャックル、レバーブロック(たるみ巻取装置含む)等)を配備し、点検計画に基づいて点検しているこ

とを「固縛装置点検チェックシート」「固縛装置用発電機点検チェックシート」等により確認した。

保安規定添付2の「5. 4 手順書の整備」に定められた活動(飛来物管理、竜巻の襲来が予想される場合の対応、竜巻防護ネットの取付け及び取外操作等、代替設備又は予備品確保、竜巻発生時の原子炉施設への影響確認、保守管理・点検)を実施することを「非常事態対策要領」「作業管理要領」「放射線管理要領」「保安規定に基づく保修業務要領」「保全プログラム運用要領」等に定めていることを確認した。

具体的には、空力パラメータによる評価方法「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究[東京工芸大学]」、運動エネルギーの公式及び貫通力の評価方法「軽水炉構造機器の衝撃荷重に関する調査(その3 ミサイルの衝突による構造壁の損傷に関する評価式の比較検討)[高温構造安全技術研究組合]」を取りまとめた手引き「飛来物に関連する評価及び対策手法」を用いて、飛来物の評価を実施していることを「固縛対象物評価管理表」及び聴取により確認した。また、屋外の重大事故等対処設備等(移動式大容量ポンプ車、フォークリフト、発電機車等)に設置された固縛装置について、点検計画に従い点検していることを「固縛装置点検チェックシート」等により確認した。さらに、竜巻防護ネットの取付け及び取外操作等に係る手順を整備していることを「主蒸気管建屋ブローアウトパネル竜巻防護ネット取付・取外し要領」「海水ポンプ防護ネット開閉要領」等により確認した。

発電所内の第6緊急用保管エリア及び代替緊急時対策所において、重大事故等対処設備を収納しているコンテナ、移動式大容量ポンプ車、代替緊急時対策所の非常用発電機、空気浄化系(フィルタ、フィルタユニット)等が適切に固縛されていることを現場立会により確認した。

なお、「保安規定に基づく保修業務要領」の添付資料6「重大事故等対処設備等の管理要領」を確認したところ、保安規定添付2「5. 4 手順書の整備」の「イ. 竜巻の襲来が予想される場合の対応」の(エ)の要求事項の一部「竜巻襲来のおそれがある場合には、たるみ巻取装置により固縛のたるみを巻き取ることで拘束する。」を明記していないことについて気付き事項として指摘した。これを受け事業者から、上位規定の「非常事態対策基準」においては当該要求事項を明記しているが、下位規定の「保安規定に基づく保修業務要領」においても当該要求事項を明記する必要があることから、「保安規定に基づく保修業務要領」を改正し、当該要求事項を明記する旨の回答を得た。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

④ 火山(降灰)及び降雪発生時の体制の整備状況

新規制基準を踏まえ、火山(降灰)及び降雪発生時の活動を行う体制を整備することが重要であることから、保安規定添付2に定められた「要員の配置」「教育訓練の実施」「資機材の配備」及び「手順書の整備」を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、火山(降灰)及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体

制及び手順の整備を実施していることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、防災課長が保安規定添付2の「6. 1 要員の配置」から「6. 4 手順書の整備」を含む計画を策定し、所長の承認を得ていること及び自然災害・原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、あらかじめ発電所に原子力防災組織を設置し、発電所の原子力防災要員を配備していることを「非常事態対策基準」「非常事態対策要領」及び「原子力防災要員連絡先名簿」により確認した。

原子力訓練センター所長が、火山防護及び積雪に対する運用管理に関する教育訓練（内部溢水、その他自然災害対応教育）、火山（降灰）発生時の運転操作等に関する教育訓練（緊急処置訓練）、火山防護及び積雪に対する運用管理に関する教育訓練（保安規定研修）及び火山事象及び積雪により防護すべき施設の保守管理、点検に関する教育訓練（保安規定研修）を含む保安教育の実施計画を策定し、安全運営委員会の審議・確認及び原子炉主任技術者の確認後、所長の承認を得るとともに、所内関係者に周知していること並びに防災課長等が、当該実施計画に基づいて教育訓練を実施していることを「平成29年度 保安教育の実施計画（実績）表」「安全運営委員会議事録」「業務連絡票」「教育訓練実績管理表」等により確認した。

防災課長及び発電課長が、降下火砕物の除去等の屋外作業に使用する資機材（ゴーグル、防塵マスク、回収袋、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計等）を配備し、点検計画に基づいて点検していることを「重大事故等対策及び大規模損壊等に係る資機材点検チェックシート」等により確認した。

保安規定添付2の「6. 4 手順書の整備」に定められた活動（アクセスルート確保、降下火砕物の侵入防止、降下火砕物及び積雪の除去作業、噴火発生時の原子炉施設への影響確認、保守管理・点検）を実施することを「保安規定に基づく保修業務要領」「運転基準」「非常事態対策要領」「保全プログラム運用要領」等に定めていることを確認した。

具体的には、降下火砕物の侵入防止操作に係る手順「運転基準（緊急処置編）」が適切であることを「中間建屋換気空調系統図（その2）」「コントロールタワー換気空調系統図」及び聴取により確認した。また、換気空調設備のフィルタの取替・清掃作業、水循環系のストレーナ清掃作業、ガス絶縁開閉装置の絶縁部の洗浄作業に係る手順が整備されていることを「降灰時又は降灰後における非常用ディーゼル発電機吸気消音器フィルタ取替・清掃作業手順書」「海水系ポンプ潤滑水ストレーナ清掃」「降灰時又は降灰後における碍子洗浄手順書」等により確認した。さらに、防護すべき施設（クラス1、2に該当する構築物、系統及び機器及び重大事故等対処設備）に対して、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、摩耗等の影響を「保全プログラム運用要領（日常整備保守計画表、点検計画表）」に基づいて確認し、損傷等が確認された場合は、作業要領書を策定し補修作業を実施することとしていることを「作業管理要領」及び聴取により確認した。

防災用具倉庫において、降下火砕物の除去等の屋外作業に使用する資機材（ゴーグル、防塵マスク、回収袋等）が適切に配備されていることを現場立会により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

⑤ 放射性固体廃棄物の管理の実施状況(抜き打ち検査)

放射性固体廃棄物による汚染の広がりを防止するため、放射性固体廃棄物の種類に応じてそれぞれ定められた処理を施した上で、固体廃棄物貯蔵庫等に貯蔵又は保管することが重要であることから、社内基準に基づいて、放射性固体廃棄物の管理を適切に実施していることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、「放射線管理基準」及び「放射線管理要領」に基づいて、放射性固体廃棄物の管理を適切に実施していることを確認した。

具体的には、廃液蒸発装置で濃縮された廃液については、ドラム詰バッチタンクからアスファルト固化装置に移送し固型化していること、薬品ドレン(強酸等)については、酸液ドレンタンクからセメント固化装置に移送し固型化していること及び洗浄排水高濃縮装置から発生した濃縮廃液については、焼却炉廃液受入タンクに貯蔵した後に焼却処理していることを「放射性液体廃棄物処理申請票」「放射性液体廃棄物処理承認票」「放射性液体廃棄物処理報告票」及び「放射性廃棄物ドラム詰記録」により確認した。

安全管理課長が、発電課長に可燃性雑固体の焼却を依頼していること及び発電課長が、安全管理課長に焼却の処理実績について報告していることを「雑固体焼却依頼票」及び「雑固体焼却実績票」により確認した。

固体廃棄物貯蔵庫に保管されたドラム缶等に放射性物質を示す標識及び廃棄物の種類等に応じた番号、放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付けていること及びドラム缶の表示ラベルに「内容物」「種類(可燃・不燃)」「線量当量率(表面及び1m位置)」「表面汚染密度」等を記入していること及び固体廃棄物貯蔵庫出入管理室等の目に付けやすい場所に管理上の注意事項を掲示していることを現場立会により確認した。

安全管理課員が、放射性固体廃棄物等の保管状況を確認するため1週間に1回の頻度で固体廃棄物貯蔵庫内を巡視していることを「固体廃棄物貯蔵庫点検記録」により確認した。なお、ドラム缶近傍へアクセスできない場所については、巡視員が、必要に応じてファイバースコープ、鏡、ライトを活用してドラム缶の損傷等、詳細に確認していることを聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

(3) 違反事項

なし。

5. 特記事項

なし。

保安検査日程(1/2)

月 日	号 機	12月4日(月)	12月5日(火)	12月6日(水)	12月7日(木)	12月8日(金)	12月9日(土)	12月10日(日)
10	午 前	(1, 2号)	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ●中央制御室の巡視及びITVカメラによる原子炉格納容器内確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ●運転管理状況等の聴取・記録確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●定例試験立会(余熱除去ポンプ起動試験) ●中央制御室の巡視 ●運転管理状況等の聴取・記録確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●原子炉施設(燃料取扱建屋)の巡視 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室の巡視
	午 後	(1, 2号)	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況等の聴取・記録確認 ◎力量の維持向上のための教育訓練の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◎力量の維持向上のための教育訓練の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況等の聴取・記録確認 ◇放射性固体廃棄物の管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◇放射性固体廃棄物の管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況等の聴取・記録確認 ○燃料管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	
	勤務 時間外	(1, 2号)		<ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室の巡視 				

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程(2/2)

月 日	号 機	12月11日(月)	12月12日(火)	12月13日(水)	12月14日(木)	12月15日(金)	12月16日(土)	12月17日(日)
午 前	(1, 2号)	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視及びITVカメラによる原子炉格納容器内確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○竜巻発生時の体制の整備状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○竜巻発生時の体制の整備状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○燃料管理の実施状況 ●中央制御室の巡視 		
午 後	(1, 2号)	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況等の聴取・記録確認 ○竜巻発生時の体制の整備状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況等の聴取・記録確認 ○竜巻発生時の体制の整備状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●原子炉施設(廃棄物取扱建屋)の巡視 ●中央制御室の巡視 ●運転管理状況等の聴取・記録確認 ○火山(降灰)及び降雪発生時の体制の整備状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室の巡視 ●運転管理状況等の聴取・記録確認 ○竜巻発生時の体制の整備状況 ○火山(降灰)及び降雪発生時の体制の整備状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況等の聴取・記録確認 ○竜巻発生時の体制の整備状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議 		
勤務 時間外	(1, 2号)							

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等